明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔規　則〕
○原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う原子力規制委員会関係規則の整備に関する規則（**原子力規制委**一）　一
〔告　示〕
○児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第二項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度の一部を改正する件　三
（**厚生労働**二七）
○難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する指定難病及び同法第七条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める病状の程度の一部を改正する件（**同**二八）　三
○厚生労働大臣が定める者の一部を改正する件（**同**二九）　三
○原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部の施行に伴う原子力規制委員会関係告示の整備等に関する告示（**原子力規制委**一）　三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　四
特殊法人等
司法書士名簿登録等、弁理士登録、日本弁護士連合会懲戒の処分、厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　五
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　五
会社その他
会社決算公告　五

規則

○原子力規制委員会規則第一号

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）の一部の施行に伴い、並びに放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う原子力規制委員会関係規則の整備に関する規則を次のように定める。

令和元年六月十日

原子力規制委員会委員長　更田　豊志